

藤沢市スポーツ振興審議会条例施行規則等の一部改正について  
藤沢市スポーツ振興審議会条例施行規則等の一部を次のように改正する。

2011年（平成23年）9月6日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

- 1 改正する規則  
別紙のとおり
  
- 2 施行期日  
公布の日

提案理由

この規則を提出したのは、スポーツ振興法の全部が改正され、スポーツ基本法が制定されたことに伴い、所要の改正をする必要による。

## 参 考

スポーツ基本法（平成23年法律第78号） 抜粋

（平成23年6月24日 金曜日 官報（号外134号））

法律第78号

スポーツ基本法

スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）の全部を改正する。

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会）

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

（スポーツ推進委員）

第32条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

藤沢市スポーツ振興審議会条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 小 澤 一 成

#### 藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市スポーツ振興審議会条例施行規則等の一部を改正する規則

(藤沢市スポーツ振興審議会条例施行規則の一部改正)

第1条 藤沢市スポーツ振興審議会条例施行規則（平成13年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

藤沢市スポーツ推進審議会条例施行規則

第1条中「藤沢市スポーツ振興審議会条例」を「藤沢市スポーツ推進審議会条例」に、「藤沢市スポーツ振興審議会」を「藤沢市スポーツ推進審議会」に改める。

(藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正)

第2条 藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（平成20年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第13号中「スポーツ振興審議会委員」を「スポーツ推進審議会委員」に改める。

(藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正)

第3条 藤沢市教育委員会事務局組織等規則（平成12年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条スポーツ課の分掌事務第6号及び別表第2スポーツ課の項スポーツの振興の項中「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改める。

(藤沢市体育指導委員に関する規則の一部改正)

第4条 藤沢市体育指導委員に関する規則（昭和37年教育委員会規則第16号）

の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

藤沢市スポーツ推進委員に関する規則

第1条中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第19条第2項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項」に、「藤沢市体育指導委員（以下「指導委員」）を「藤沢市スポーツ推進委員（以下「推進委員」）に改める。

第2条から第5条までの規定中「指導委員」を「推進委員」に改める。

（藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部改正）

第5条 藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則（昭和51年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（藤沢市体育指導委員に関する規則の経過措置）

2 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）附則第4条の規定によりスポーツ推進委員とみなされる者の任期は、第4条の規定による改正後の藤沢市スポーツ推進委員に関する規則第4条第1項の規定にかかわらず、同法の施行の日における体育指導委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

藤沢市スポーツ振興審議会条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>○<u>藤沢市スポーツ推進審議会条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>藤沢市スポーツ推進審議会条例</u>(平成 23 年藤沢市条例第 19 号)第 7 条の規定に基づき、<u>藤沢市スポーツ推進審議会</u>(以下「審議会」という。)の組織及び運営その他条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>附 則(平成 23 年教委規則第 号)</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>○<u>藤沢市スポーツ振興審議会条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>藤沢市スポーツ振興審議会条例</u>(昭和 37 年藤沢市条例第 16 号)第 7 条の規定に基づき、<u>藤沢市スポーツ振興審議会</u>(以下「審議会」という。)の組織及び運営その他条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(委任事項)</p> <p>第 2 条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認めるとき又は委員会において要求があったときは、この限りでない。</p> <p>(13) 社会教育委員、<u>スポーツ推進審議会委員</u>、公民館運営審議会委員、文化財保護委員、教科用図書採択審議会委員、学校事故措置委員会委員、市民ギャラリー運営協議会委員及び図書館協議会委員を委嘱又は命ずること。</p> <p><u>附 則(平成 23 年教委規則第 号)</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(委任事項)</p> <p>第 2 条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認めるとき又は委員会において要求があったときは、この限りでない。</p> <p>(13) 社会教育委員、<u>スポーツ振興審議会委員</u>、公民館運営審議会委員、文化財保護委員、教科用図書採択審議会委員、学校事故措置委員会委員、市民ギャラリー運営協議会委員及び図書館協議会委員を委嘱又は命ずること。</p>

藤沢市教育委員会事務局組織等規則新旧対照表

改 正 案	現 行																								
<p>(分掌事務)</p> <p>第 4 条 前条第 1 項の表に規定する課及び図書館(以下「課等」という。)の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>スポーツ課</p> <p>(6) <u>スポーツ推進審議会</u>の庶務</p> <p>(専決事項)</p> <p>第 10 条 前条の規定にかかわらず、教育長及び決裁責任者の専決事項は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p>別表第 2(第 10 条関係)</p> <p>固有事務決裁表</p> <table border="1" data-bbox="161 865 1077 1078"> <thead> <tr> <th>課等名</th> <th>事務の種類</th> <th>決裁事項</th> <th>決裁区分</th> <th>合議</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スポーツ課</td> <td>スポーツの振興</td> <td><u>スポーツ推進審議会</u>の庶務</td> <td>課等の長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則(平成 23 年教委規則第 号)</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	課等名	事務の種類	決裁事項	決裁区分	合議	備考	スポーツ課	スポーツの振興	<u>スポーツ推進審議会</u> の庶務	課等の長			<p>(分掌事務)</p> <p>第 4 条 前条第 1 項の表に規定する課及び図書館(以下「課等」という。)の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>スポーツ課</p> <p>(6) <u>スポーツ振興審議会</u>の庶務</p> <p>(専決事項)</p> <p>第 10 条 前条の規定にかかわらず、教育長及び決裁責任者の専決事項は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p>別表第 2(第 10 条関係)</p> <p>固有事務決裁表</p> <table border="1" data-bbox="1160 865 2076 1078"> <thead> <tr> <th>課等名</th> <th>事務の種類</th> <th>決裁事項</th> <th>決裁区分</th> <th>合議</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スポーツ課</td> <td>スポーツの振興</td> <td><u>スポーツ振興審議会</u>の庶務</td> <td>課等の長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課等名	事務の種類	決裁事項	決裁区分	合議	備考	スポーツ課	スポーツの振興	<u>スポーツ振興審議会</u> の庶務	課等の長		
課等名	事務の種類	決裁事項	決裁区分	合議	備考																				
スポーツ課	スポーツの振興	<u>スポーツ推進審議会</u> の庶務	課等の長																						
課等名	事務の種類	決裁事項	決裁区分	合議	備考																				
スポーツ課	スポーツの振興	<u>スポーツ振興審議会</u> の庶務	課等の長																						

藤沢市体育指導委員に関する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>○<u>藤沢市スポーツ推進委員に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項</u>の規定に基づき、<u>藤沢市スポーツ推進委員(以下「推進委員」という。)</u>の職務、定数その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職務)</p> <p>第2条 <u>推進委員</u>の職務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>2 <u>推進委員</u>は、前項の職務の遂行に当たっては、相互に連絡を取り、協力して行わなければならない。</p> <p>(定数)</p> <p>第3条 <u>推進委員</u>の定数は、小学校の通学区域ごとに6人とする。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 <u>推進委員</u>の任期は、2年とする。ただし、補欠の<u>推進委員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 <u>推進委員</u>は、再任されることができる。</p> <p>3 教育委員会は、必要があると認めるときは、任期中であつても<u>推進委員</u>の委嘱を解くことができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第5条 <u>推進委員</u>の報酬等は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年藤沢市条例第36号)の定めるところによる。</p> <p><u>附 則(平成23年教委規則第 号)</u></p>	<p>○<u>藤沢市体育指導委員に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第19条第2項</u>の規定に基づき、<u>藤沢市体育指導委員(以下「指導委員」という。)</u>の職務、定数その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職務)</p> <p>第2条 <u>指導委員</u>の職務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>2 <u>指導委員</u>は、前項の職務の遂行に当たっては、相互に連絡を取り、協力して行わなければならない。</p> <p>(定数)</p> <p>第3条 <u>指導委員</u>の定数は、小学校の通学区域ごとに6人とする。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 <u>指導委員</u>の任期は、2年とする。ただし、補欠の<u>指導委員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 <u>指導委員</u>は、再任されることができる。</p> <p>3 教育委員会は、必要があると認めるときは、任期中であつても<u>指導委員</u>の委嘱を解くことができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第5条 <u>指導委員</u>の報酬等は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年藤沢市条例第36号)の定めるところによる。</p>



(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）附則第 4 条の規定によりスポーツ推進委員とみなされる者の任期は、第 4 条の規定による改正後の藤沢市スポーツ推進委員に関する規則第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、同法の施行の日における体育指導員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)</u>第 13 条及び社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 44 条の規定に基づき、本市が設置した小学校及び中学校の体育施設(以下「施設」という。)を市民のスポーツ及びレクリエーションのための利用に供すること(以下「開放」という。)について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>附 則(平成 23 年教委規則第 号)</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>スポーツ振興法(昭和 36 年法律第 141 号)</u>第 13 条及び社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 44 条の規定に基づき、本市が設置した小学校及び中学校の体育施設(以下「施設」という。)を市民のスポーツ及びレクリエーションのための利用に供すること(以下「開放」という。)について必要な事項を定めるものとする。</p>